

駅 通 情 報

第11号

時評

最近、長野県下を旅する機会があった。各季オリンピック開催の影響もようやく覚めて、今は、施設だけが残ったという感じである。

それともう一つ目に付いたことは、長野駅の建物が豪華な近代風に建て替えたことである。旧駅舎は、地元善光寺の山門を模せて造ったとかであるが、それが、周辺地域に融け込んでいかにも、長野の玄関口といった情緒があつて旅人に親しみを持たれたものであったが、今回、駅に下り立つと、それが近代的建物に通り変わられていた。

確かに、現在の建物は、出入口が東西二つあって立派な建物になり利用者にとって便利にはなった。しかし、新しく設けられた東口側の周辺町並は、昔のままのたまいで、古色蒼然の古い家並が残っていて、豪華な駅舎にそぐわないものであった。

国内には、まだ、古くからの地域に残っているが、それも年代が下るにつれて近代化と称して改々に取り壊されてしまい、特徴ある駅舎は、ほんの一、二箇所になってしまった。懐古趣味といわれればそれまでであるがまことに残念である。

そのように残るもの、地元の發展に關係のない私鉄駅人の面うじと、地元間にとりては極めて利用しやすいものであつたであろうから、これもやむを得ないものであるのかかもしれない。

目次

一 時評

二 三崎山街道の一里塚と

三 札幌本道の里程標記とを比較する

四 明治初期における駅通路経費収支状況

○三崎山街道の一里塚と

札幌本道の里塚標杭とを比較する(その四)

する。

前号に引き続いて、札幌本道側十八里の地点から記述する。

一里」とに記述することは、至って單調で面白味は薄いが、一里」との当時の地名も見てほしいのである。地名の記載のない場所はまだその地名すら名付けられていない所である。貴重な紙面を削えて、あえて「一里」と記述する所以である。

十八里 字コイトイ

二千百二十九番杭 同 三十番杭ノ間

但同右傍

小糸井在来休憩所裏迄

十八里四十五間

十九里

千九百九十七番杭所

但同左傍

二十里

千八百六十九番杭

同 五番杭ノ間

但同右傍

二十一里

千七百二十九番杭

同 三十番杭ノ間

但同右傍

二十二里

千五百九十九番杭

同 六百番杭ノ間

但同右傍
白老渡場迄二十二里九丁三十六間
二十三里 字ウヨロ 千四百六十七番杭 同 八番杭ノ間

但同右傍

二十四里 字シキウ 千三百三十六番杭 同 七番杭ノ間

シキウ川迄二十四里二十九丁

二十五里 千二百五番杭 同 六番杭ノ間

二十六里 字アイロ 千九十番杭 同 一番杭ノ間

但同左傍

二十七里 フンコベツ 九百四十五番杭 同 二番杭ノ間

但同右傍

二十八里 字ランギツケ 八百四十二番杭 同 三番杭ノ間

但同左傍

二十九里 字ホロヘツ 六百八十二番杭 同 三番杭ノ間

但同左傍

三十里 五百五十一番杭 同 二番杭ノ間

但同左傍

三十一里 五百五十一番杭 同 二番杭ノ間

森村渡止場迄一里十七丁
里八千二百十一番二面四尺三寸向

從御殿高札場十一里

第十一号　波島國茅部郡鶴木村

森村渡止場迄十七丁余

里八千三百四十番十二面四尺三寸向

計

從御館森村渡止場迄一里十七丁余

右通航也

癸酉八月

鷹築掛

○ 札幌・室蘭間三十五里余について、一里とに里程が設けられている。道路の開削は室蘭側を基点として行われたはずなのに、里程は札幌側成程を起点としている。開成橋から一里目の標杭は、「ツキサップ」として、ツキサップが最初の一里塙に当たるが、二里目から五里目までは地名の記載がない。恐らく、そのころはまだ地名が付いていなかつたのであろう。さて、国道三十六号線敷いに三里塙、四里塙というバスの停留場があつたことから見て、それが地名になつたのかも知れない。それが現在に至って、浦田区里塙という地名になつている。

なお、「但書」の、右又は左傍とあるのは、標杭（里塙）の打ち込まれた箇所が札幌へ向かって右、又は左を示している。それにしても、一里の区间に百三十本もの杭が打ち込まれていたことがわかる。また、文書のタイトルによると、室蘭・森間の複数里程が記載されていることになっているが、文書内容にはこの記載がもれていなかった。

以上、数回にわたって江戸時代に設けられた一里塙と、明治時代に入つてからこれに代わる施設としての標杭について記述した。

江戸時代の一里塙については、五街道を中心とする道中奉行から度々布達が出ていたと思われるが、今回は、文献を十分充実しないで、三崎山街道の一里塙に限定して記述した。明治以降については、北海道において多くの道路が開闢されたが、やはりその代表といえば札幌本道であると思われるので、これを中心に充実を図ったものである。

（完）

明治初期における

駅運諸経費の收支状況（一）

一、はじめに

開拓使段階における経費の收支状況については、拙著「北海道駅（駅運）制の研究・中巻明治前期編」に詳述しておいたが、その下部概要、すなわち、駅運所段階における諸経費の収支については、「一、三の駅運所について簡単に触れたに過ぎず、それも、人馬料立・止宿料等による収入について記述するに留めた。

従って、駅運所所要経費の示達項目と、その経費の支出状況等については、概説的により記述してこなかった。実は、経費開削の史料については、現在、まとまつた原書は発見されておらず、駅運所運営に関連して断片的に発見されるに過ぎないため、まとめて論文に取り上げるほどの史料は見当たらなかつたのである。また、具体的に活字になつたものといえは「開拓使事業報告第四編・明治十八年十一月刊」（以下、事業報告という）があるが、これとて、経費面重視のものであつて経費の収支の点になると系統的に記述されておらず、史料として活用し得るものは見当たらない。

明治初期といえば、制度的には激しく過れ動いた政局の多い時期であった。それだけに、運用面を覆覆するあまり、所要経費の点になるとまとまつたものは見当たらぬのが実情である。

しかも、他の時代の駅運制度はともかく、明治初期においてはその欠落部分を埋める意味からもこの時代を対象に、開拓使から管下駅運所に経費を示達し、一方、これを受ける駅運所においてはどのように使用したのか、また、駅運所では、その経費は駅運所経費上いかなる位置にあるのか等について記述する必要があると以前から考えていた。

かといって、これらに関する手持ち資料はそれ程、たくさん所蔵しているわけではないが、開拓使布令録と事業報告に取り上げられている経費の項を対比しつつこれを指摘して問題点を数回に分載することにしたものである。

さて、前書きが長くなつたが、本旨である個々の駅運所段階の開拓使からの示達経費の支給目的・支出状況等について記述するが、その前に、明治初期における予算示達に当たつての開拓使側の考え方から入ることにしよう。

明治六、七、八年といふは折衝がようやく結に付き、人頭者が増加して駅運施設の整備に必要性を増して来た時期であるが、明治五年から向こう十数年の折衝費を一千万円の定額とすると決められ、それに従つて駅運諸費も削減を求められ、駅運制度についても既来からのあり方に於いて変更を迫られている過度期であった。

すなわち、本州においては、江戸時代から引き継がれてきた宿駅・動務制度は明治五年一月には廃止されたが、北海道においてはこれが存続されることになり、「本陣・旅館・宿駅・旅館屋一駅通」と短時間に名稱を変えつゝもその機能は残されてき

その後数年を経過して拓殖行政に適応した制度に改変を求めるされたことと、年々、駅通所の増加と駅通所運営に要する経費の増加が開拓経費を圧迫したため、駅通所の減少を求められる時期であった。

開拓使は、管下駅通所に支給する給付金の減額指図を因るため、人馬建立による収入の増加と便送の節減を図る必要から駅通所規則ともいって駅伝方法を改正することとしたのであった。

右趣旨を促進するため、管下駅通所に対し次の布達を発した。

明治九年布令録 ○本府連

内閣式百參拾老号

駅通所へ給与金及建立方更正案下問

○丙第式百參拾老号十月二十五日 各分署

從前全道一般駅通所へ給与金及取扱月給共今般
別紙所定号ノ通更正被外第貳号規則ニ依リ官ノ救助ヲ不
行道々自立實踐為致候經りニ付其所轄各駅ニ於テ同一施
行應成康ハ精密取扱ノ上至急可期出此旨相達候事

(別紙)
駅通手当金
兩老号

從前

更正

一金三千百七十四拾錢

合金五千四百五拾五円八拾四錢三厘

右布達を実行すると、開拓使が「これまで給付」して来た各種経費を減額する。今後、この減額実施した手算をもって駅通所業務をいかに運営するかであるが、具体的な方法として人馬建立規則を改正して経費の節減を図り、これによって、年々は駅通所の経営が収支順位自立して行く方法を探ろうとするものである。

駅通所によってそれぞれ事情があって一事に施行するわけにないもので、個々の駅通所に応じて検討する。

◎ 史料寄贈 訂正

左記の資料を頂戴しました。お礼申し上げます。

記

菅江真澄研究

札幌市

樺太政治年

右圖

下高良野駅通所写真等

宮良野市

史氏

北山道れきん第三六号

札幌市

森川清氏

發行年月日

平成十年十月一日

頒 布

無料

發 行 者

札幌市南区川沿四丁目

三〇一

史料研究会代表

宇川隆雄

TEL

011-571-3602